

抵 当 権 登 録 申 請 書 (その2)

運輸監理部長又は運輸支局長 殿

自 動 車 登 録 番 号		車 台 番 号		課税標準額 円
設 定				登録免許税の額 円
追 加 設 定	設定登録してある抵当自動車の自動車登録番号			(印紙貼付欄) 注 (1)課税標準額が1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円をこえる場合で1,000円未満の端数があるときはその端数の金額を切捨てること。 (2)登録免許税額が1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円をこえる場合で100円未満の端数があるときはその端数を切捨てること。 (3)債権の一部の譲渡又は代位弁済については、その目的たる債権額を新事項欄に記入すること。
抵当権の表示 年 月 日 受理番号第 抵 当 権		号で設定した		